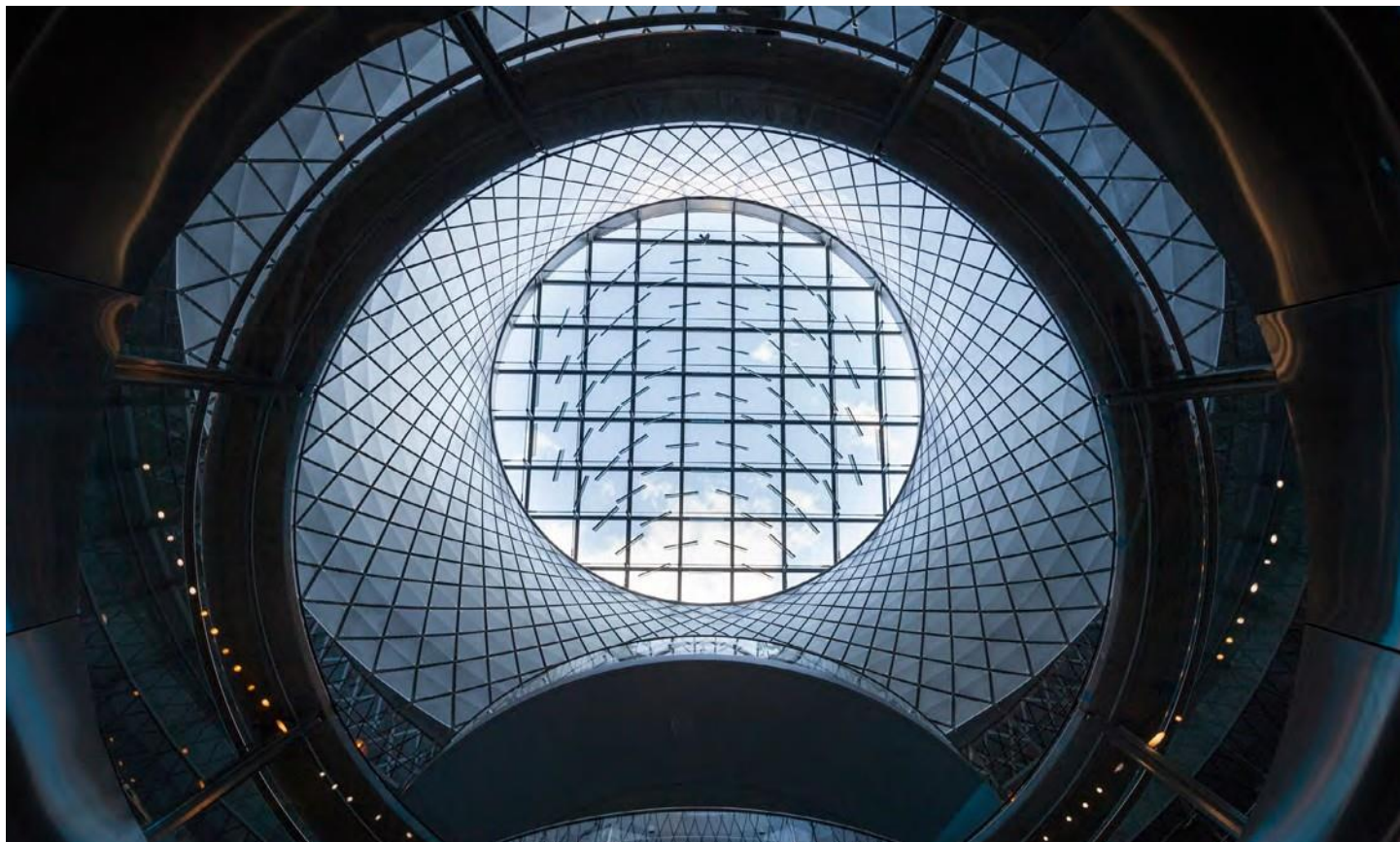


注:本資料は Deloitte & Touch LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの  
補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。



## 目次

- はじめに
- 当 ASU の主要規定
- 発効日及び移行措置

# FASB が制限付き現金に係るガイダンスを 発行

ステファン・マッキニー (Stephen McKinney) (Deloitte & Touche LLP)

## はじめに

本日、FASB は [ASU2016-18](#)<sup>1</sup> を発行した。これは、キャッシュ・フロー計算書上の制限付き現金の分類及び表示に係るガイダンスを追加又は明確化するため、ASC230<sup>2</sup> を改訂するものである。キャッシュ・フロー計算書上の制限付き現金の分類は、八つの他のキャッシュ・フロー関連問題とともに、発生問題専門委員会 (EITF) の問題 15-F<sup>3</sup> により当初対処されていた。しかしながら、それらの問題の検討後、EITF は、制限付き現金のキャッシュ・フロー分類に関連した実務の多様性については、問題 16-A<sup>4</sup> で別個に対処することを決定した。ASU2016-18 は、その問題に関して到達した EITF の合意を基礎としている。

<sup>1</sup> FASB Accounting Standards Update No. 2016-18, *Restricted Cash* — a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force.

<sup>2</sup> FASB Accounting Standards Codification (ASC) Topic 230, *Statement of Cash Flows*

<sup>3</sup> 問題No. 15-F 「キャッシュ・フロー計算書：特定の現金受領及び現金支払の分類」におけるEITFの合意を基礎としたFASBのガイダンスの議論に関しては、デロイトの2016年8月30日付 *Heads Up* を参照のこと。

<sup>4</sup> EITF Issue No. 16-A, "Statement of Cash Flows: Restricted Cash."

## 当 ASU の主要規定

当 ASU の主要規定は以下の通りである。

- 事業体は、制限付き現金及び制限付き現金同等物とみなされる現金及び現金同等物の金額を、キャッシュ・フロー計算書において、それらの残高に含まなければならない。当 ASU は、「制限付き現金」及び「制限付き現金同等物」を定義していないが、事業体は、他の会計基準に準拠して、制限付き現金に関するその会計方針に関する適切な開示を提供し続けなければならない、と述べている。当 ASU はまた、会計方針の変更は、ASC250<sup>5</sup>により評価される必要があることも述べている。
- 財政状態計算書が、現金、現金同等物、制限付き現金、及び制限付き現金同等物に関して、複数の表示項目を含んでいる場合、財政状態計算書とキャッシュ・フロー計算書の調整が開示されなければならない。
- 現金、現金同等物、並びに制限付き現金及び制限付き現金同等物間の移管により生じる制限付き現金及び制限付き現金同等物の変動は、キャッシュ・フロー計算書において、キャッシュ・フロー活動として表示してはならない。
- 制限付き現金及び制限付き現金同等物として一般的に説明される金額の重要な残高を有する事業体は、当該制限の性質に関する情報を開示しなければならない。

これらの規定に関連する EITF により到達した決定の要約については、デロイトの [2015 年 6 月](#)、[2015 年 9 月](#)、[2015 年 11 月](#)、[2016 年 3 月](#)、及び [2016 年 9 月](#) の [EITF スナップショット・ニュースレター](#) を参照のこと。

## 発効日及び移行措置

公開ビジネス事業体に関しては、当該ガイダンスは、2017 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度(それに含まれる期中期間を含む)から発効する。その他の全ての事業体に関しては、2018 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度、及びその後の期中期間から発効する。早期適用は全ての事業体に関して認められることになり、その場合、表示対象の全期間に関して、遡及的に当ガイダンスを適用しなければならない。



### 編集者注

現金と制限付き現金との間の移管に関連する現行ガイダンスによる実務には多様性が存在する。事業体は、当該移管を、営業、投資若しくは財務活動、又はそれらの組み合わせとして表示している。事業体が、キャッシュ・フロー計算書において、制限付き現金勘定に直接的に影響を与える現金受領及び現金支払を表示する方法に関してもまた、多様性が存在する。ある事業体は、それらをキャッシュ・インフロー及びアウトフローとして表示しているが、他の事業体は、それらを非現金投資又は財務活動として開示している。

当 ASU による改訂は、事業体が、何が制限付き現金又は制限付き現金同等物であるかを判定する方法に影響を与えないが、当該変更は、一部の事業体が、制限付き現金を分類及び表示する手法を大幅に変更する可能性がある。

## 登録

デロイトの Accounting Services Department が発行する *Heads up* およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください ([www.deloitte.com/us/subscriptions](http://www.deloitte.com/us/subscriptions))。

## 財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 税務に関する財務報告
- 取引およびビジネス・イベント
- 企業価値の強化
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- 財務報告
- テクノロジー

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、Dbriefs にご登録ください (<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

## Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報 *Technically Speaking* もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト [www.deloitte.com/us/techlibrary](http://www.deloitte.com/us/techlibrary) をご覧ください。

さらに、US GAAP Plus にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や *FASB Accounting Standards Codification*<sup>TM</sup> のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト・トーマツグループは日本におけるデロイト・トーマツ・リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそのグループ法人（有限責任監査法人・トーマツ、デロイト・トーマツ・コンサルティング合同会社、デロイト・トーマツ・ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ・税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家（公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500<sup>®</sup> の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト・トーマツ・リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of

**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.